

鳥取県東部広域行政管理組合議会告示第1号

鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月7日

鳥取県東部広域行政管理組合議会議長 星見 健蔵

鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年鳥取県東部広域行政管理組合議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「免許証の番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加える。

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「保有個人情報」の次に「（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

第8条第8項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第4条第1号、第5条第

1項第3号及び第2項、第8条第8項並びに第11条の見出しの改正規定は、令和7年2月7日から施行する。